

キャンプ瑞慶覧返還予定地区 まちづくりニュース

発行：宜野湾市基地政策部基地跡地対策課
TEL 098-893-4411（内線 308）

2003年10月 Vol.5

まちづくり構想図の具体的なイメージをつくりました。

去る8月29日、まちづくり代表者による今年度の第1回のワークショップにおいて、まちづくり構想図の具体的なイメージをつくりました。また、現地立入VRシステムの作成を進めていましたが、やっと皆さんに使っていただける運びになりました。

これまでのまちづくりの状況について地権者全員の皆さんに報告するため、9月30日に第2回まちづくり懇談会を開催しました。

1. 平成15年度第2回まちづくり懇談会の開催風景です。

（部長のあいさつ）



（全体風景）



（地主会副会長のあいさつ）



（まちづくり活動の説明）



（現地立入VRの紹介）



（質疑）



2. このようにしてまちづくり構想図を具体的にしました。(第1回ワークショップの様子)

まちづくり代表者によるワークショップで、グループに分かれ、まちの具体的なイメージについて、意見を出し合いました。

商業地のおおよその方向性

- ・激変する商業環境に純単に対応できるようにしよう!

具体的なイメージ



住宅地のおおよその方向性

- ・only-oneの住宅地づくり
- ・地区の固有資源を堪能できるまちづくり
- ・人と人、人と自然が共存する住宅地づくり

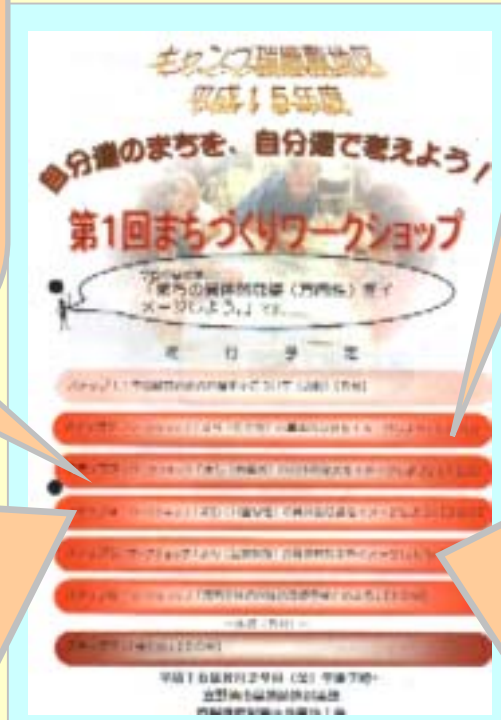
具体的なイメージ



公園緑地のおおよその方向性

- ・地区の固有資源を堪能できる公園緑地づくり
- ・人と人、人と自然、自然と自然が共存する公園緑地づくり
- ・健康で、余暇時間を充実して過ごせる公園緑地づくり

具体的なイメージ



公益施設のおおよその方向性

- ・丘、自然、眺望等の立地環境を最大限に生かす
- ・交流による癒し機能を発揮させる
- ・余暇時間を充実させる

具体的なイメージ



各グループでまとめた「具体的なイメージ」を発表しました。



3. 現地立入VRで、現地への立入を体験してみよう！

前回発行のまちづくりニュースでもお伝えしたように、実際の現地への立入にはまだ時間がかかるということで、パソコンの画面上で現地立入を体感できる「現地立入VR（バーチャル・リアリティ）」を開発しました。

9月30日（火）に開催された第2回地権者懇談会で、このシステムの紹介をし、簡単な操作方法等を説明しました。これを使えば、画面上で現地を自由に歩いたり、特定の地番付近に立ち周辺を見渡すことも可能です。

この「現地立入VR」は、10月6日（月）以降、市役所の基地跡地対策課（新庁舎3階）に窓口を設置し、地権者の皆さんが自由に体験できるようになっておりますので、ぜひ市役所まで足を運んで下さい。

【現地立入VRの画面イメージ】

下の画面が動画で映し出され、マウス等を利用し簡単に操作できます。

地区全体の中での現在地がわかります。

- ・ 現地を自由に歩くことができます。
- ・ 現在地から見える景色が映しだされます。



- ・ 現在地付近の地番がわかります。
- ・ 視線の方向がわかります。

お願い

現地立入VRの体験にお越しになる場合は、所有している土地の地番のメモをお持ちください。

4 . 平成15年度第2回まちづくり懇談会の質疑

質問:(まちづくり構想図について)

住宅地中心としてのプランではなく、将来子や孫たちが夢をもてるように農地も含めて考えるべきではないか。

回答:これはまちづくり代表の皆さんで構想案をまとめています。ご意見は参考にし、今後のまちづくりに生かしていきたいと思えます。

質問:(地権者の負担について)

まちのグレードを上げていき、結果的に減歩率が高くなるのも問題だと考えます。

回答:市としては、国から支援を入れて地権者の負担を軽減し、事業が可能になるよう検討していきたいと考えています。

質問:(地権者の土地利用意向との不一致について)

例えば、まちづくり構想図において商業地が計画されているエリアに土地を持っている人が商業を営みたくないと考えた場合、他の人の土地と交換等はできるのか。

回答:これから地権者の皆さんの意向を聞いて進めていこうと考えております。そのような手法もあるので可能だと考えます。

質問:(拝所について)

公園とする案が何箇所かありますが、その中に古くからの拝所があり、むやみにさわると良くないことが起こるといような事もあるようです。その辺も調べてほしい。

回答:文化課へ調査を依頼します。

質問:(返還予定地の境界について)

今回の返還予定地の境界と、将来返還されるかもしれない部分とのつながりはどうなのか。

回答:隣接する軍用地については、返還の予定はありません。よって今は、返還が決まっている本地区のまちづくりを全力で行うことが先決だと考えます。

質問:(特定跡地について)

特定跡地の指定を受けるにはどうすれば良いのか。またそれを受けた後どのような特典があるのか。

回答:特定跡地は、返還を受けた日の翌日から3年を超えない期間内に内閣総理大臣が指定します。指定跡地としての指定を受けたら、3年間を越える一定期間(政府が決定)において地権者の皆さんに給付金の支給があることと、跡地利用開発整備に国の支援が得られること、が挙げられます。

問い合わせ先

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課 山川、比嘉

TEL 098-893-4411(内線308) FAX 098-892-7022